

承認第4号

専決処分の承認について

(京都府後期高齢者医療広域連合副広域連合長の給与及び旅費に関する
条例の一部を改正する条例)

緊急を要したため、平成21年5月29日に別紙のとおり条例を定めたので、
報告するとともに承認を求める。

平成21年9月5日提出

京都府後期高齢者医療広域連合長 四方 八洲男

提案理由

地方自治法第179条第3項の規定により提案する。

京都府後期高齢者医療広域連合副広域連合長の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例

京都府後期高齢者医療広域連合副広域連合長の給与及び旅費に関する条例（平成19年条例第31号）の一部を次のように改正する。

附則を附則第1項とし、同項に見出しとして「(施行期日)」を付し、附則に次の1項を加える。

（平成21年6月に支給する期末手当に関する特例措置）

2 平成21年6月に支給する期末手当に関する第5条第2項の規定の適用については、同項中「100分の160」とあるのは、「100分の145」とする。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。